

意見書

平成 21 年 7 月 31 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 深田 浩仁

ふかだ こうじ

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

エリック・ガン

連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに

今回は「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」において、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

【総論】

当社としましては、2009年度の競争セーフガード制度の検証を行う上で、以下に述べる観点が特に重要と考えおり、これらの観点をふまえ、各検証項目について意見を述べさせていただきます。

1、競争セーフガード制度の運用状況に関する検証

・本制度は主に指定電気通信設備制度及び累次の公正競争要件において、引き続き有効性が担保されているか検証する目的で開始され、運用開始後3年が経過しました。そのため、本年度においては各事項の検証とあわせて過去2年における運用状況や実績をあらためて検証し、制度として有効に機能しているかの検討や課題の洗い出しなどを行い、今後の制度運営に反映させる時期に来ていると考えます。また、このような取組みは制度としての有効性を向上させるだけでなく、本制度の検証結果は来年に迫った2010年のNTT再編議論における検討及び根拠の材料として活用すべきであり、またそうであることを強く要望します。

・別紙2は、過去に行われた主な検証事項・検証結果・NTT東西殿からの要請に対する報告内容及びその後の検討状況を当社において整理した資料となります。本資料から、競争セーフガード制度は、次のような2つの側面を有していることが分かります。

- いくつかの検証事項においては、その後具体的な検討が進められ、現在の市場や競争環境に応じた各種制度やルールの見直しが行われています。特に、制度創設以降に一度も検証の対象とならなかった第二種指定電気通信設備制度に関しては、情報通信審議会において「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」として検証・見直しの検討が行われています。この検証の必要性についてはじめて言及したのが昨年度の競争セーフガード制度検証結果であり、競争セーフガード制度が幅広い意見のもとに現在の市場や競争環境を映し出す鏡として大きな役割を担い、競争政策へのフィードバックが行われるなど着実に成果を上げています。
- しかしながらその一方で以下2点の課題があることも分かります。
 - ① いくつかの事項においてNTT東西殿に対して要請（指導）が行われていますが、それに対するNTT東西殿からの報告は「再周知を実施した」のみに留まっており、またその後の改善状況も客観的に検証されていません。
 - ② 注視する事項について、上述の通り具体的な検討が進められた項目もありますが、一方でその後の検討の進捗が無い項目もあり、今後の取り扱いや検討の道筋が定まっていない状況です。
- これらの問題点の解決策としては次のことが考えられます。

①については、要請（指導）が行われた事項に対して、次年度の競争セーフガード制度において改善状況を検証するステップを盛り込むことが必要であると考えます。そうすることにより、要請（指導）の有効性や改善されていない場合は各公正競争要件等自体の見直しの必要性を確認することができ、より制度創設の目的に沿った制度運営が可能になると考えます。

②については、定期的に注視する事項の棚卸を実施し今後の検討の道筋を明確にする取組が必要であると考えます。このような機会を設けることによって、注視する事項の位置づけがより明確となりその後の検討もスムーズに行えると考えます。

2、本年度の検証事項について

当社といたしましては本年度の検証事項に対する大きな観点として、昨年度に引き続き「モバイルに係るドミナント規制の整備」と「NTTグループに係る公正競争要件の見直し」、これに加えて「上位レイヤへの市場支配力の行使」が重要であると考えます。

①モバイルに係るドミナント規制の整備について

モバイルについては、その契約件数が1億件を超え、固定電話市場と比較しても巨大な市場へと成長し、また国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなっています。このような市場環境の変化を踏まえ、モバイル市場の特性に応じた第二種指定電気通信設備制度の検証・見直しが、本年より情報通信審議会における「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討にて、アンバンドル制度や接続料等に関する「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定が検討されているところです。本検討については、2001年の制度創設以来はじめて行われたものであり、前述したような今日までの市場の変化及び国民生活における重要性の高まりを踏まえれば、その検討時期はむしろ遅すぎたとも考えられます。

しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討においては、第二種指定制度自体の見直しは先送りとする結論になる可能性が高いため、第二種指定制度が公正競争の促進に十分に機能していないとする問題を根本的に解決するには至らないものと考えます。したがって、モバイル市場のドミナント規制（第二種指定制度）に対する有効性の検証と見直しについては、競争セーフガード制度も引き続き参考にして、時機を逸しないよう速やかに検討をすべきであると考えます。

・（モバイルに限らない）総合的なドミナント規制の見直し

モバイル市場の変化は契約者数の増大だけに留まらず、2010年からは更に高速化されたLTEサービスが各社順次開始するなど、ブロードバンド化というサービス質面の変化がすでに進んでいます。このようなモバイルのブロードバンドの進展は、固定ブロードバンド市場をも融合し、通信市場全体を非常に速いスピードで変化させていくことが想定されます。それに伴ってモバイル事業者による市場への影響力拡大や態様の変化も想定されます。したがって、ボトルネック設備に対するドミナント規制に加えて、将来的には第一種・第二種の垣根を取り払った市場支配力、電波の希少性等を勘案した総合的なドミナント規制の在り方について検討を行っていく必要があると考えます。

②NTTグループに係る公正競争要件の見直し

2010年に予定されているNTT再編議論の検討を見据え、現在のNTTグループに係る各公正競争

要件が現在の市場実態に沿ったものであるかの検証は、引き続き2009年度においても重要な観点であると考えます。

特に、NTT東西殿と県域等子会社との関係、さらにモバイル市場において約50%の市場シェアをもち支配力を有するとともにNTTグループを実質的に牽引するNTTドコモ殿との関係については、特に注視し検証を行うことが必要であると考えます。

③上位レイヤへの市場支配力の行使について

NTT東西のFTTHサービスは、当初の加入者数予測である2000万を下方修正したとはいえ、NTT東西殿のFTTH市場シェアは昨年度と比較し1.9%増加し74.1%（※1）となり、当該市場におけるNTT東西殿の独占傾向は増すばかりです。

また、それに比例するかのようにADSL回線利用ではNTTグループ系ISP事業者のシェアは20%弱であったにも係らず、FTTH回線利用では33.3%と大きく拡大(別紙3)しています。これは通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。

したがって、このようなグループ間連携の強化による上位レイヤへの進出とボトルネック設備を有することによる市場支配力の行使について、本年度の競争セーフガード制度にて、営業面での連携だけでなく市場動向についても重点的な検証が必要であると考えます。

参照：

※1 平成21年6月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」(平成21年3月末)

以上

【各論】

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>■指定要件は現行維持が必要</p> <p>・ネガティブリスト方式の現行維持が必要と考えます。ポジティブリスト方式を採用した場合、それによって接続事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供できない可能性があります。その場合、日本の通信市場の発展に支障をきたすばかりでなく、NTT東西のみが先行してボトルネック設備を用いた新たなサービスを開始するなどの公正競争確保の観点からも適切ではないと考えます。</p> <p>・また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨年度の検証結果の考え方6にて示された内容において変化した状況はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。(※2)</p> <p>参照：※2 平成21年2月 総務省資料 「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」 考え方6</p> <p>「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められる」</p>
		<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>■指定対象設備は現行維持が必要</p> <p>指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。</p> <p>特に地域IP網・ひかり電話網・NGNや加入DF等は、NWのIP化が急速に進んでいる現状においてまさに不可欠な設備となっており、現在の指定の対象設備は今後も日本における通信サービスの根幹を担うものと考えます。</p>
		<p>ウ アンバンドル機能</p> <p>■アンバンドル機能対象については現行維持が必要</p>

検証項目		意見
	の対象に関する検証	<p>アンバンドル機能対象については現行維持が必要と考えます。</p> <p>現在対象となっているアンバンドル機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとって安価で利便性の高い様々な通信サービスの提供が実現されています。</p> <p>特にNGNでは本年度より新たに収容局接続機能・IGS接続機能及び中継局接続機能が接続料として設定され、これらの機能を活用し創意工夫を凝らした新サービスの登場が期待されます。NGNについては今後も接続事業者の要望に応じて、アンバンドル化が引き続き進められていくことと考えます</p>
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	
	イ 指定の対象に関する検証	<p>■ <u>第二種指定通信設備制度の検証・見直し</u></p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイルについては、その契約件数が1億件を超え、固定電話市場と比較しても巨大な市場へと成長し、また国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなっています。 ・そして、そのモバイル事業者が設定する接続料は、接続事業者にとっては利用者にサービス提供するにあたって非常に大きな位置づけを占めるものとなっています。 ・しかしながら、現行の第二種指定電気通信設備制度では、接続料を規定する接続約款が届出制となっています。そのため、接続料の算定内容がブラックボックス化し高止まりしており、接続事業者からはその算定の適正性が判断することができない状況です。 ・こうした状況を踏まえ総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案でも、モバイル接続料は算定の適正性を検証することもできない状況と判断していますが(※3)、その対応としては算定方法・算定根拠提出等のガイドラインの策定に留まっています。これでは、接続料の低廉化を推進させ、利用者料金分野の競争を活性化させる「より利用者本位の視点にたった制度構

検証項目		意見
		<p>築」の観点を充足することは困難と考えます。</p> <p>参照:※3 平成21年7月 総務省資料 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案 P15 「しかし、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、どのような機能に接続料を設定し、設定する接続料の原価に何を算入し、その原価をどのようなプロセスで算定するか等についてルールが存在しておらず、二種指定事業者の自主的な判断に委ねられている状況にある。また、二種指定事業者には、規制会計等の整理が義務付けられていないため、接続料算定の適正性を検証することもできない状況となっている。」</p> <p>【必要な措置】 現行の第二種指定電気通信設備制度の接続約款について、接続料に関しては認可制へ移行させ、パブリックコメントの招集をはかることなどによって、接続事業者からも接続料算定の適正性が確認することができ、透明性向上を図ることが可能となります。</p> <p>■ <u>上位レイヤにおける通信プラットフォーム機能のアンバンドル制度の導入</u></p> <p>【問題点】 モバイルデータ通信の利用者の拡大により、モバイルネットワークに加え、課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、大容量コンテンツ配信機能やGPS位置情報の継続提供機能等通信プラットフォーム機能のビジネス展開上の重要性・不可欠性が、接続事業者、アプリケーション、イー・コマース、コンテンツ提供事業者にとって高まっております。</p> <p>一方、現行の第二種指定電気通信制度においては、第一種指定電気通信制度で導入されているアンバンドル制度は存在せず、また、通信プラットフォーム機能を提供する設備は第二種指定電気通信設備に明確な指定はされておられません。その為、第二種指</p>

検証項目			意見
			<p>定事業者の指定電気通信設備への接続やその通信プラットフォームの利用を希望する他事業者はその利用希望機能や条件に関し、原則として個別協議を行う必要があります。</p> <p>しかしながら、希少性の高い電波利用権を有し、通信レイヤ市場にて強い市場支配力を持つ第二種指定事業者は、他事業者、特に上位レイヤで事業運営を行っている事業者に対し、非常に優位な立場で交渉行うことが可能であります。このことは「新競争プログラム2010」で危惧されていた通信レイヤから上位レイヤへの市場支配力の濫用等につながる恐れがあります。</p> <p>事実、第二種指定事業者は、直接または子会社等を通じ、音楽配信や映像配信事業などの上位レイヤサービスを積極的に展開しております。よって、サービス競争が本格化する今、様々な事業者が、第二種指定事業者等の提供するサービスと公正に競争できる環境の整備が早急に必要だと考えます。</p> <p>【必要な措置】</p> <p>レイヤを越えた様々な事業者が、第二種指定事業者またその子会社等が提供するサービスと公平に競争できるよう、第二種指定通信電気設備制度においても、通信プラットフォーム機能を含むアンバンドル制度を導入すべきだと考えます。</p>
(3) 禁止行為に関する検証	3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	
	3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	
	3-2) 特		■ <u>県域等子会社への規制適用</u>

検証項目			意見
		定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社では、NTT東西殿との間で役員の兼務が行われておりNTT東西殿による一体的な経営が行える環境にあります。また、下記のアンケート調査結果(※4)をみますと、一般的にも県域等子会社がNTT東西殿の支社又は支店として認識し、NTT東西殿と一体的にみている現状が分かります。 <p>参照：※4 平成21年7月23日プレスリリース 株式会社シードプランニング殿 「電気通信事業においても企業ブランドが消費者の購買行動に影響」 http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多くの消費者は「NTT東日本-東京南」、「NTT西日本-関西」という社名であっても、NTT東日本やNTT西日本の支社又は支店として認識している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ また、県域等子会社のその営業活動をみますと、NTT東西殿サービスだけではなくNTTドコモ殿サービスの商品を販売している実態(別紙4)があります。 ・ このような状況は、日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件内の「(2)取引条件等 NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。」の規定を形骸化させているものと考えます。 ・ 県域等子会社に対するこのような指摘は、本競争セーフガード制度開始以来継続的に各社より行われ、検証結果(※5)においても公正競争確保の観点から注視する事項として指定されており、その問題点の大きさは広く認識されているところだと考えます。また、総務省殿から要請された内容は役員兼任状況の報告のみに留まっており、懸念は一切払拭されていない状況です。したがって本年度においては、従来の措置か

検証項目			意見
			<p>ら更に踏み込み、あらためて【必要な措置】に掲げる対応を検討すべきであると考えます</p> <p>参照: ※5 平成21年2月 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度) (2) ア(ウ) NTT東西の圏域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について 「NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない圏域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。」</p> <p>【必要な措置】 圏域等子会社に対してNTT東西殿の特定関係事業者指定することにより、NTT東西殿と圏域等子会社の役員兼任を完全に禁止し、NTT東西殿との一体的な経営・営業活動を分離する必要があると考えます。</p> <p>■<u>NTTグループ内の役員異動の禁止</u></p> <p>【問題点】 ・NTT東西殿のF T T H市場シェアは昨年度と比較し1.9%増加し74.1% (※6)となり、当該市場におけるNTT東西殿の市場支配力は増すばかりです。また、それに比例するかのようにA D S L回線利用ではNTTグループ系I S P事業者のシェアは20%弱であったにも係らず、F T T H回線利用では33.3%と大きく拡大(別紙3)しています。これは通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。このような中で、NTTグループ内の役員異動も自由に</p>

検証項目			意見
			<p>行われ、NTTグループの一体的な経営が行える環境によって、グループ間連携が更に強まるものと考えます。</p> <p>参照：※6 平成21年6月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」</p> <p>・これは「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針。」(※7)において、公正競争確保の観点からグループ各社をNTT殿から独立させたその趣旨を形骸化させるものと考えます。</p> <p>参照：※7 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件 「(3) NTTとの人的関係 NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。」</p> <p>日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項 「(一) 地域会社12と長距離会社13との間の役員兼任は行わないこと (二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」</p> <p>・昨年度の本制度の検証においては、NTTグループ内の役員異動に関して退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出の義務付けなどの取組を自主的におこなっている(※8)との報告されています。しかしながら、このよう</p>

検証項目			意見
			<p>な情報のファイアーウォールの制約だけでは、上述の懸念を完全に払拭するには至らず不十分であると考えます。</p> <p>参照:※8 平成21年2月 総務省資料 「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」再意見53 NTT 東日本殿意見より</p> <p>「なお、人事交流によって公正競争が阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。」</p> <p>【必要な措置】</p> <p>NTT殿の取組に任せるだけではなく、NTTグループ内の役員移動の禁止（もしくは一定期間の禁止）等の具体的な措置を早急に検討する必要があると考えます。</p>
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象		<p>■活用業務認可制度の形骸化</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008年2月 NGN 活用業務認可においては、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸問題（以下、マルチプレフィックス問題）があったにも拘らず、その解決策の方向性すら示されないまま、認可が行われました。 ・その結果、このマルチプレフィックス問題については、NGN の IPv6 インターネット接続に係るNTT東西殿～ISP 事業者間の協議は難航・長期化を招くことになりました。更には、当該接続に関する接続約款変更の認可手続きにおいても、公正競争上の問題が生じるなどの数多くの意見が提出されましたが、12の要望事項を付与し認可が行われるという異例の運びとなりました。 ・元を辿れば、マルチプレフィックス問題のような大きな事項について解決策の方向性すら示されないまま認可されたこと自体が問題であったと考えます。また本来、活

検証項目	意見
	<p>用業務はN T T東西殿の地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないときに限って認められるべきものであると認識していますが、今回の接続約款の認可においても、公正競争上の問題を指摘する数多くの意見が指摘されています。(※9)</p> <p>参照：※9</p> <p>総務省 平成21年7月 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方</p> <p>「意見25 ネイティブ方式においては、ネイティブ接続事業者を経由しないとNGNと接続できないため、当該事業者に対しては、役務提供義務や約款作成義務などより強い規制を課すべき」</p> <p>「意見40 N T T東西の子会社・関連会社等がネイティブ接続事業者となった場合には、公正競争上の問題が生じるため、当該子会社等がネイティブ接続事業者となることを禁止すべき。」</p> <p>【必要な措置】</p> <p>今回のNGN活用業務認可を教訓として、あらためて活用業務認可制度の本来の趣旨及び手続プロセスを検証・見直しする必要があると考えます。</p>
3 その他	<p>■上位レイヤへの市場支配力の行使及びN T Tグループ間連携</p> <p>【問題点】</p> <p>・当初の加入者数予測を下方修正したとはいえ、N T T東西殿のF T T H市場シェアは昨年度と比較し1.9%増加し74.1% (※10)となり、当該市場におけるN T T東西殿の市場支配力は増すばかりです。それに比例するかのようAD S L回線利用ではN T Tグループ系I S P事業者のシェアは20%弱であったにも係らず、F T T H回線利用では33.3%と大きく逆転(別紙3)しています。これは通信レイヤに</p>

検証項目	意見
	<p>おける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。</p> <p>参照：※10 平成21年6月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」</p> <p>【必要な措置】 電気通信事業法第30条3項2号(※11)においてボトルネック設備を有する指定電気通信事業者がレイヤを跨ぎその市場支配力を不当に行使することは禁止されています。NTT東西殿がFTTHへの移行への際に、そのグループの連携を活用し、ISP市場等上位レイヤへの市場支配力が強まることのないよう、適時検討対象として注視する必要があります。</p> <p>参照：※11 電気通信事業法 第30条3項2号 「二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。」</p> <p>■NTTのブランドの優位性について</p> <p>【問題点】 ・NTTブランドの優位性については、昨年度においても各社より公正競争確保の観点から、その効果の詳細な分析等を行うべきとの意見が出されております。(※12) 参照：※12 平成21年2月 総務省資料 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 「意見73 公正競争環境確保のため、NTTグループ各社のブランド使用に関し</p>

検証項目	意見
	<p>て早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手すべき。」</p> <p>・下記のアンケート調査結果（※13）では、「NTT」のブランド力が消費者の購買行動に与える大きな影響が具体的に示されています。これをみますと、通信市場において大きな支配力があるNTT東西殿やNTTドコモ殿がもつ「NTT」ブランドをグループ各社が自由に社名やサービス名に付与することによって、消費者の購買意欲が潜在的に高まるというブランドを通じたレバレッジが存在することが分かり、公正競争上確保の観点からその実態を詳細に検証する必要があると考えます</p> <p>参照：※13 平成21年7月23日プレスリリース 株式会社シードプランニング殿 「電気通信事業においても企業ブランドが消費者の購買行動に影響」 http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者がNTTグループに対して持っている「信頼」のイメージは、NTTグループ特有の歴史的背景が影響している。 ➤ 消費者は「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより購入時における信頼感や利用意向が高まる傾向にある。 ➤ 多くの消費者は「NTT東日本-東京南」、「NTT西日本-関西」という社名であっても、NTT東日本やNTT西日本の支社又は支店として認識している。 <p>・また、NTT東西殿及び株式会社オプティキャスト殿（以下、オプティキャスト）が提供するフレッツ・テレビについて、昨年度の競争セーフガード検証にて、放送サービス提供会社があたかもNTT東日本殿であるような広告に関し、提供会社は他社</p>

検証項目	意見
	<p>であることについて、NTT東日本殿に対し、改めてその周知・徹底し、総務省殿への報告する旨の指導がなされました。</p> <p>しかしながら、現在においてもNTT東西殿におけるフレッツ・テレビの広告において放送サービスの提供会社のオプティキャストの表示は注釈程度となっており、依然として消費者にとって、提供主体が分かりづらい表示となっております。</p> <p>現に、上記のアンケート調査結果（※13）においても、昨年度の同様の調査結果に引き続き「フレッツ・テレビ」の提供主体をオプティキャストと認知している消費者は0.2%と非常に低く、約30%の消費者が提供主体をNTT東西殿と誤認している結果となっております。以上を踏まえると、この問題はNTT東西殿による広告表示の在り方だけでは根本的には解決されず、サービス名称の利用の在り方まで踏み込んだ検討を行う必要があると考えます。</p> <p>【必要な措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループにおける社名・サービス名称のブランド力の影響力や利用の在り方等を、2010年NTT再編議論を迎えるにあたって、早急に検証していく必要があると考えます。

検証項目	主な検証事項	検証結果 (下線:総務省殿から要請が行われた事項)		NTT東西殿からの報告 内容	その後の検討状況
		2007年度	2008年度		
第一種指定電気通信設備	指定要件	端末系伝送路設備種別の区別 ネガティブリスト方式の採用	引き続き維持	引き続き維持	
	指定対象	地域IP網、NGN、ひかり電話、加入DF等	引き続き維持	引き続き維持	
	アンバンドル機能	NGNプラットフォーム機能 きせん点~利用者宅区間のドライカッパ料金	-	接続ルールの在り方※1にて検討	接続ルールの在り方※1にて検討
第二種指定電気通信設備	接続料等に関する規制	-	接続ルールの在り方※1にて検討	接続ルールの在り方※1にて検討	接続ルールの在り方※1にて検討
禁止行為規制、NTT等に係る公正競争要件、 その他	NTT東西の県域等子会社への禁止行為規制の適用	-	NTT東西に県域等子会社との役員兼任状況報告の要請	NTT東西に県域等子会社との役員兼任状況報告の要請	(内容非公開)
	接続の業務に関して知り得た情報の自社営業利用	-	NTT東西に当該情報の目的外利用の防止等について周知徹底と状況報告の要請	引き続き注視	再周知実施
	ドコモショップのNTTグループ他社商品の取り扱い	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	家電量販店におけるNTT東西のOCNへの優先的な取り扱い	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	OCNwithフレッツとNTTドコモ携帯電話の同時加入に対する高額ポイントについて、関連事業者のサービスを排他的に組合せた割引サービス	-	引き続き注視		
	NTT東西のOCNへの優先的な取り扱い	-	NTT東西にOCNと他ISPの取扱いについて同等性を確保しよう要請	-	再周知実施
	NTTファイナンス「おまとめキャッシュバック」におけるグループ各社の優先的な取り扱い	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	NTTグループ法人営業の集約によるNTT東西とNTTコムとの共同営業	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	NTT東西の加入電話の移行を根子にしたひかり電話の営業	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	NTT東西「プロバイダバック」の対象ISPIにおける不当な優先的な取り扱い	引き続き注視	-		
	NTTグループのブランド使用に関するルール整備	引き続き注視	引き続き注視		
	県域等子会社におけるNTTドコモ商品・サービスの販売	-	NTT東西に、県域等子会社におけるNTT東西・ドコモからの受託業務に係る情報の目的外利用の禁止について周知徹底と状況報告の要請	-	再周知実施
		-	NTT東西に、県域等子会社におけるNTT東西・ドコモからの受託業務について会計整理の要請	-	実施済み
	NTTドコモ等に係るポータルサービス利用条件の公正性の在り方	引き続き注視	-		
	NTT東西コロケーション等利用に手続における同等性の確保	引き続き注視	-		
	NTTドコモ等に対するNTT東西の特定関係事業者の指定	検証の積み重ねを踏まえあらためて検討	検証の積み重ねを踏まえあらためて検討		
	NTT東西の活用業務と既存業務の会計分離	-	「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書の提言を受けた会計制度の見直し		
	NTT116窓口におけるフレッツ光サービス営業	-	NTT東西に公正競争要件に則した営業活動を行うよう周知徹底と状況報告の要請	再周知実施	
	NTT東のフレッツテレビによる放送事業参入	-	NTT東に放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等の周知徹底と状況報告の要請	再周知実施	
	NTT東西、NTTドコモによるFMCIにおける排他的な業務等	-	引き続き注視		
	ドライカッパ工事日の公平性の確保	-	引き続き注視		
	NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤへの不当な行使	-	引き続き注視		
	NTT西の加入電話の顧客情報を利用した営業活動	-	引き続き注視		
	IPv6マルチプレクシックス問題解消協議への注視	-	引き続き注視		新たな接続方式規定のための接続約款変更手続中
	NTTグループ内の役員等の人事異動の禁止	-	引き続き注視		
	NGNIに係る活用業務認可に関する公正競争要件の強化	-	引き続き注視		
	NTT西「光ごと割引」における競争阻害的な料金設定	-	引き続き注視		
	NTT東西による構内光ファイバの無償提供	-	接続ルールの在り方※1にて検討		接続ルールの在り方※1にて検討

※1: 総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」

	2008年4月		2009年4月	
FTTH	1 NTT系A社	20.7%	1 NTT系A社	22.3%
	2 NTT系B社	11.6%	2 NTT系B社	11.0%
	3 独立系C社	10.8%	3 独立系C社	9.4%
	4 独立系D社	9.3%	4 独立系D社	8.0%
	5 独立系E社	5.4%	5 独立系E社	5.4%
		(NTT系合計)	32.3%	(NTT系合計)
ADSL	1 独立系A社	37.3%	1 独立系A社	36.7%
	2 NTT系A社	12.7%	2 NTT系A社	12.4%
	3 独立系B社	7.1%	3 独立系B社	9.6%
	4 独立系C社	6.2%	4 NTT系B社	6.2%
	5 NTT系B社	5.4%	5 独立系C社	6.1%
		(NTT系合計)	18.1%	(NTT系合計)
全体	1 独立系A社	17.1%	1 NTT系A社	15.8%
	2 NTT系A社	14.4%	2 独立系A社	15.5%
	3 独立系C社	8.1%	3 NTT系B社	7.7%
	4 NTT系B社	7.5%	4 独立系C社	6.7%
	5 独立系D社	5.4%	5 独立系D社	6.4%
		(NTT系合計)	21.9%	(NTT系合計)

(参照元)

「財団法人インターネット協会監修, インターネット白書 2008, 株式会社インプレスR&D, 東京, 2008.」

「財団法人インターネット協会監修, インターネット白書 2008, 株式会社インプレスR&D, 東京, 2009.」

①NTT東日本-秋田(平成21年7月31日時点)

URL: <http://www.ntteast-akita.co.jp/shouhin/shouhin.html>

The screenshot shows the website's navigation bar with links for HOME, 商品・サービス, 会社情報, 社会貢献活動, 災害への取り組み, and お問い合わせ先. Below the navigation bar is a search bar with the text "で実現する 快速 ブロードバンドライフ" and a "goo" search engine logo. A sidebar on the left contains a menu for "商品・サービス". The main content area is titled "商品・サービス" and features a list of services. Two items are circled in red: "NTT東日本商品" and "NTTドコモ商品".

HOME 商品・サービス 会社情報 社会貢献活動 災害への取り組み お問い合わせ先

FLET'S 光 で実現する 快速 ブロードバンドライフ

goo 検索

商品・サービス

商品・サービス

文字サイズ 小さく 大きく

NTT東日本商品

- ☎ **Bフレッツ**
光ファイバーを利用した超高速通信回線。インターネットも電話も、映像も、自由に選べ、快適で便利な光ブロードバンドが楽しめます。
- ☎ **ひかり電話**
今お使いの電話番号・電話機はそのまま！基本料金がオトク！通話料がオトク！選べる料金プラン！
- ☎ **0036通話サービス**
家電発から携帯電話着へ だんぜんオトク！
- ☎ **電話に関する各種サービス**
電話のお引越、口座振替によるお支払い等をご案内します。
- ☎ **電話機・ファックス等について**
フレッツ対応のブロードバンド機器をはじめ、各種通信機器をご案内します。
- ☎ **電報**
お電話でのお申込みは「116」まで
「10MAIL」はインターネットからもお申込みができます。

NTTドコモ商品

- ☎ NTTドコモ携帯電話のご案内をします。

ビジネスマナー

- ☎ 社会人に欠かせないビジネスマナー！
電話応対、名刺交換、お茶の出し方等等、ふと気になりませんか？

サプライ商品

- ☎ NTTFAXトナー、電池パック等サプライ商品受付センターのご案内をします

②NTT西日本-中国(平成21年7月31日時点)

URL: <http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html>

NTT西日本-中国 ▶お問合せ

会社概要 TOP > 商品サービス > 携帯電話の販売

事業内容

組織図

関連リンク

商品サービス >>> **ICE**

携帯電話の販売

NTT西日本-中国でドコモの携帯電話を各種販売しています。



:: お問合せ ::

ITビジネス部移動体事業部門企画推進担当 082-544-3113

プライバシーポリシー

Copyright: (C) NTT WEST-CHUGOKU CORPORATION. All Rights Reserved.